令和６年４月

【「コンビニでカードを買って」と言われたら・・・】

【 相　談 】

スマホの広告で「悩んでいる人の相談に乗るだけ」という副業を見つけた。登録料は３万円で、支払いのためコンビニでプリペイドカードを買うよう指示された。裏面の番号をメールするよう言われて送信したが、「文字化けしている」と、再度、カードを購入するよう指示され、合計６万円を支払ってしまった。友達に話すと詐欺だと言われ、心配になった。

【アドバイス】

プリペイドカードを不正に取得しようとする詐欺業者によるトラブルが増えています。コンビニや量販店などでカードが広く販売され、容易に購入できることから、誰もがトラブルに巻き込まれる可能性があります。

プリペイドカードは、番号（ＩＤ）で決済する仕組みで、手軽に利用できますが、その簡単さを詐欺業者は利用しています。実際に、県内でも未払い金の架空請求やパソコンのサポート詐欺の支払い方法にプリペイドカードの購入を指示されたケースが複数発生しており、相談例に見られるような手口も広がってきています。

支払い方法で「コンビニでカードを買って」と指示されたら詐欺を疑い、周囲に相談しましょう。

プリペイドカードは「お金」と同じ、カードの番号を教えることは「お金」を渡すのと同じです。他人に言われてカードを購入したり、番号を教えたりしないようにしましょう。番号を使われた後での返金は非常に困難です。

万一、番号を他人に教えてしまった場合、相手に使われる前であれば、プリペイドカード発行会社に連絡して取引をキャンセルしてもらいましょう。

困った時には、お近くの消費生活センターなどにすぐに相談してください。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**